平成30年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成	t31年2月25日(月) 午後2時
召集場所 清須	市役所南館3階 第3会議室
開 会 平成	t31年2月25日(月) 午後2時
出席委員 12	名
1番 伊藤 ፲	E敏 2番 酒井 温司 3番 浅井 尊弘 4番 八木 一点
5番 中野 浩	光 6番 三宅 正恭
9番 石塚 芳	T政 10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉
13番 石川 雄	生二 14番 櫻井 重利
農地利用最適化推進	委員 3名
早川	由信 猪子 勝三 堀田 啓
欠席委員 7	番 日下部錠一 8番 岩田 房喜
本会議に職務のため	に出席した者の氏名
事務局長	
主 事 川村	順二、石塚 正己、日下部 錬
議事日程	
1 提出案件	
(1) 議決案件	
議案第29号	農地法5条の規定による許可申請 ・・・・・・・・・・2件
議案第30号	農地利用計画変更の申出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 報告案件	
報告第25号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ・・・・・・・・・ 8件
報告第26号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ・・・・・・・・12件
報告第27号	農地法第18条第6項の規定による通知 ・・・・・・・・・・ 1件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

2月に入り、除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。

しかし、まだまだ寒い日もありますので、体調管理に、十分注意してください。

では、改めまして只今から、平成30年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は12名で、岩田委員と日下部委員より欠席の連絡を頂いておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は14番 櫻井 重利委員と1番 伊藤 正敏委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第29号】

・農地法5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・・・2件【議案第30号】

(2) 報告案件について

【報告第25号】

- ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ・・・・・・・・・・ 8件【報告第26号】
- ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ・・・・・・・・・ 12件【報告第27号】

それでは、【議案第29号】 農地法5条の規定による許可申請1 件を議題といたします。

17番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請地は一場弓町 番で面積は m²です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借権設定の農地転用になります。

申請者は、現在、名古屋市西区の共同住宅において妻と2人で暮らしており、今回、出産を期に将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。

実家に近い市街化区域において2筆の物件を検討しましたが、交渉結果、断念せざるを得ず、父親に相談したところ申出地の利用を勧められ、本申請に至りました。

申請地は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道の沿道の区域で、おおむね500m以内に水田医院、清洲整形外科の2つの医療施設がある区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1)エー(ア)ーaー(a)水道、下水道、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道等の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。 以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件については、三宅委員お願いいたします。

三 宅 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と の意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、18番、事務局に説明を求めます、

事 務 局 申請地は春日須ヶ田 で面積は m²です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。分家住宅建築の為の使用貸借権 設定の農地転用になります。

申請者は、現在、北名古屋市の共同住宅において夫と2人で暮らしており、今回、出産を期に将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。

実家に近い市街化区域において2筆の物件を検討しましたが、交渉の結果、断念せざるを得ず、父親に相談したところ申出地の利用を勧められ、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第2種農地となり、運用通知の オー(イ)周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件については、早川委員お願いいたします。

早 川 委 員 除外の際にも確認しましたので問題ございません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意 見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【議案第30号】 農地利用計画変更の申出1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局議案第30号をお願いします。

この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。

今回の申出は1件ございます。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していること、など

があげられます。

今回の所在地は、春日宮重町地内記載のとおりです。

各一部の利用で面積の合計は<u></u> ㎡で、所在地の向かいにある会社 の社員寮の駐車場の設置を目的とした申し出となります。

5つの要件は全てクリアーしております。

同寮は春日宮重町地内に昭和 60 年からあり北100mに駐車場を借地しておりましたがH30.10までに返還を求められ市街化区域内において3箇所の検討をしましたが、どれも交渉がすすまぬまま今回の申出となりました。

該当地は農用地の周辺部となり、隣地にも昨年分家住宅が建築されており、農地を分断することも無い場所です。

農地区分は住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地エー(r)-b-a)の区域に近接する区域(目安として概ね500m以内)にある農地で、その規模が概ね10ha未満である第2種農地で、農地法の許可基準はオー(1)-bに該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよ ろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当 農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第25号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局(第4条届出)では、読み上げさせて頂きます。

番号 26、廻間一丁目___で登記畑、現況宅地です。

事務局特に問題ないとお聞きしております。

事務局番号27、廻間三丁目で登記、現況共に畑です。

事務局 こちらも特に問題ないとお聞きしております。

事務局番号28、廻間三丁目で登記田、現況畑です。

事務局 こちらも特に問題ないとお聞きしております。

事務局番号29、新清洲六丁目で登記田、現況畑です。

石塚委員特に問題ありません。

事務局番号30、西田中長堀___で登記畑、現況宅地です。

中野委員問題ありません。

事務局番号31、西田中松本___で登記、現況共に田です。

中野委員 こちらも問題ありません。

事務局番号32、西田中蓮池___で登記、現況共に田です。

中野委員 こちらも問題ありません。

事務局番号33、阿原鴨池で登記田、現況雑種地です。

八木委員特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

続きまして、【報告第26号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さ

んは、何かありましたらお願いします。

事務局(第5条届出)では、読み上げさせて頂きます。

番号117、春日壱屋敷 で登記畑、現況雑種地です。

早 川 委 員 届出地の奥に農地があり、転用すると宅地に囲われてしまうが、市街化 区域のためやむをえないと判断しました。

事 務 局 番号 118、一場御園____で登記、現況共に田

一場御園で登記、現況共に畑です。

三 宅 委 員 問題ありません。

事務局番号119、土田一丁目___で登記田、現況畑です。

岩 田 委 員 特に問題ないとお聞きしております。

事務局番号120、阿原池之表で登記、現況共に田です。

八 木 委 員 特に問題ありません。

事務局番号121、清洲御船頭で登記田、現況畑

清洲御船頭で登記、現況共に畑です。

中 野 委 員 特に問題ありません。

事務局番号122、桃栄三丁目___で登記畑、現況休耕畑です。

堀 田 委 員 特に問題ありません。

事務局番号123、西田中蓮池___で登記、現況共に田です。

中野委員特に問題ありません。

事務局番号124、廻間三丁目___で登記田、現況畑です。

日下部委員 特に問題ないとお聞きしております。

事 務 局 番号 125、上条二丁目____で登記畑、現況雑種地です。

石 塚 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 126、清洲上中畦____

一場神明前で登記田、現況雑種地です。

日下部委員 特に問題ないとお聞きしております。

事務局番号127、須ヶ口野中___で登記畑、現況宅地です。

堀 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 128、須ヶ口野中____で登記畑、現況宅地です。

堀 田 委 員 こちらも特に問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については 以上になります。

会 長 続きまして、【報告第27号】農地法第18条第6項の規定による通知に ついて、事務局に報告を求めます。

事務局はい会長。

議案書の9ページをご覧下さい。

場所は鍋片二丁目___番地で貸付人 ___ 様、借受人 ___ 様による合意解約の通知がありました。 以上報告を終わります。

事務局特にありません。

会長それでは、次回の開催について確認します。

平成31年3月25日、月曜日、午後2時から、清須市役所南館3階 大会議室 にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で平成30年度第11回農業委員会を閉会します。 本日はご苦労様でした。 備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「___番地」、 農地の地番は「___番」との表記で省略して記載しています。